

報告第1号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和4年11月24日（木）午後1時55分頃、北本市北本4丁目55番地において、市公用車を後退させたところ、相手方の所有する門柱に接触し、当該門柱を損傷させたもの

3 損害賠償の額

33,000円

令和5年1月31日

北本市長 三 宮 幸 雄